

ブランド商品やめったに手に入らない商品が、ネットで格安販売?!

ニセモノ、模倣品ではないですか? 不審な詐欺サイトにご注意!



有名ブランドの限定スニーカーが欲しくてネットで検索していたが、どこのサイトにもなかった。「在庫あり!あと3点!」と表示されているサイトを見つけ、急いで注文した。定価が3万円でプレミアが付いていてもおかしくない商品なのに、販売価格が2万円だった。注文確認メールが届き指定の銀行口座に振り込むように書いてあった。すぐにお金を振り込んだのに、いつになっても商品が届かず、その後サイトと連絡がとれなくなった。

ブランド商品や希少価値の高い商品が、安価で販売されている場合は注意が必要です!以下のような場合は注意しましょう!

- ・日本語の表現が不自然なサイトではないか
- ・住所、電話番号、代表者名、返品制度についての記載があるか
(電話番号があれば、念のため電話をかけてみることも大切です)
- ・振込先の銀行口座が個人名義になっていないか

健康食品や化粧品、脱毛剤等のネット通販では契約内容をよく確認しましょう!

安すぎない? 定期購入ではありませんか?



SNSのポップアップ表示で「1回目100円」、「初回送料のみ」などと書かれた健康食品や化粧品の広告を見つけ、お得だなと思い注文したところ、2回目が届いて初めて定期購入だったことに気付いた。

⇒スマートフォンなど画面が小さい端末で見ると、契約時に定期購入が条件であることなど契約内容が認識しにくいホームページになっている場合があります。相談者は「1回だけ」のつもりで注文していても、実際の注文画面には定期購入と記載されているケースもあり、消費者が勘違いしていることがあります。

ネット通販をはじめ通信販売ではクーリング・オフ制度はなく、ネットに記載された「返品特約」(解約・返品の可否や解約・返品できる場合の条件等)に従うことになります。

平成31年度 消費者支援功労者表彰 受賞おめでとございます!

消費者利益の擁護及び増進を図るために消費者支援活動に顕著な功績のあった個人等を表彰する「消費者支援功労者表彰」において、広島市消費生活センター・消費生活相談員 三由郁子さんが「ベスト消費者サポーター章」を受賞されました。

三由さんは、平成13年4月から現在まで広島市消費生活センターで相談業務に携わってこられました。丁寧に相談内容を聴き取り、適切な助言を行うとともに、事業者と粘り強く交渉し解決に導いています。

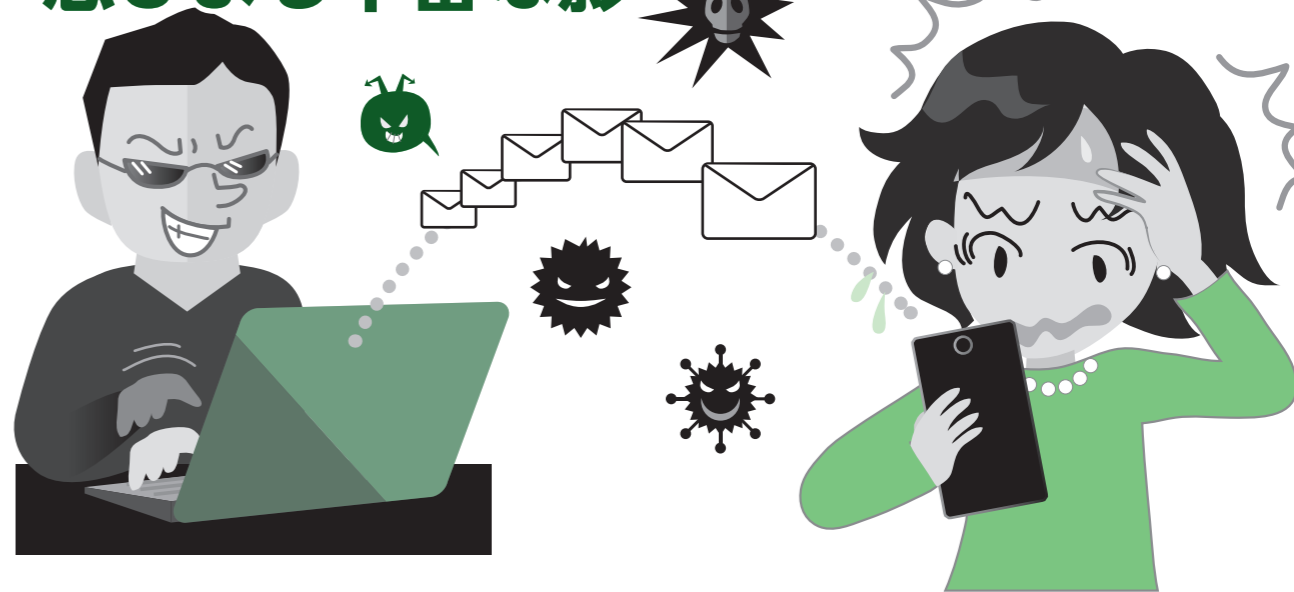
また、広島市の広報番組(テレビ・ラジオ)に出演し、広く市民に意識啓発を行ってこられました。相談業務に向き合う姿勢、相談対応能力は、他の相談員の模範となっており、消費者行政の推進に大きく貢献されています。

知っ得

なっとく

2019.6
No.201

ご注意ください! あなたのスマホやパソコンに 忍びよる不審な影



消費生活のご相談

※借金問題のご相談も受け付けています!



広島市消費生活センター
TEL082-225-3300

(消費生活相談用)
●受付時間/10:00~19:00
●火曜日と12月29日~1月3日は休み



広島市ホームページ
http://www.city.hiroshima.lg.jp/

▶ 暮らし・手続き ▶ 消費生活

※音声読み上げが必要な方はホームページをご覧ください。

消費生活出前講座をご利用ください!

市内の学校、高齢者団体、町内会など各種団体・グループ等からの申込みにより、消費生活専門相談員等の資格を有する講師を派遣して出前講座を実施しています。
みなさんと一緒に消費者被害に遭わないための出前講座を開いてみませんか?

- 講師派遣：無料
- 時間：約1~2時間
- 参加者：広島市内にお住まいの方で概ね15名以上
- 土曜日、日曜日、祝日も派遣可能です。

[申込み・お問合せ先]

公益社団法人広島消費者協会
TEL・FAX 082-225-3320
受付:午前10時~午後5時(火曜日・日曜日・祝日を除く)

消費者被害に遭わないために

